

人権デューデリジェンス実績報告（2023年度）

2024年7月31日



「人権方針」の制定

私たちは、責任ある機関投資家および企業市民として、人権尊重に関する考えを体系化した「人権方針」を2021年10月1日に制定しました。

この「人権方針」は、国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)、ビジネスと人権に関する指導原則、国連グローバルコンパクトの10原則等、人権に関する国際規範に準拠し、すべての役職員が遵守します。

「人権方針」の骨子

私たちは、次に示す行動等について責任を果たします。

- 社員一人ひとりが能力を最大限発揮し、生き生きと働ける企業文化を醸成すること
- バリューチェーン全体を通じて人権を尊重すること
- すべての役職員が事業活動において人権を尊重するよう、適切な教育・研修を実施すること

人権デューデリジェンス(DD)の実施

「人権方針」に基づき、2022年度から人権DDを実施しています。

人権DDの目的は、当社の事業活動がもたらし得る人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ることです。

人権DD実施と人権リスクの状況

カテゴリー		アクション	実績（主な事例）
I	投資先企業に関する人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 投資不適切企業等への認定 人権を意識した議決権行使 人権に係るエンゲージメント 	<ul style="list-style-type: none"> 特定ロシア企業を、ウクライナにおける人権侵害に関連する企業として投資不適切企業に認定しました 議決権行使基準を見直し、サステナビリティ基準に人権を明確化しました 人権に係るエンゲージメント件数は、117件と前年比6割増加しました
II	運用委託先における人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 委託先116社(前年比3社増加)の人権方針の策定を確認 運用プロセスへの人権リスク評価組み入れを要請 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で人権リスクは顕在化していません 人権方針未策定の委託先は前年比減少しました
III	運用以外の委託先における人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託先156社(前年比25社増加)の状況を調査 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で人権リスクは顕在化していません
IV	社内における人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> 勤務状況の月次モニタリング 組織文化・職場環境の調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 月間で時間外勤務が80時間超となった人数を把握しました 職場環境の調査で「ハラスメント有」との回答比率は前年比低下しました 海外現地法人で、人権リスクは顕在化していません

人権リスクへの対応

- 投資先企業： 人権リスクに対し、1) 投資不適切企業等への認定、2) 議決権行使、3) エンゲージメントを連動させ、機能しています。
- 運用委託先： 引き続き、人権方針の制定、運用プロセスへのリスク評価組み入れを要請します。
- 運用以外の委託先： 引き続き、人権リスクの把握を行います。
- 社内： 月間時間外勤務が過多の社員に対しては、注意喚起および改善策の提出を要請します。

人権DDの評価・監視

2022年度は対象を「投資先企業」「運用委託先」「運用以外の業務の委託先」「社内」の4カテゴリーに分類。各カテゴリーの特性を踏まえてモニタリング項目を設定し、実施しました(下図)。

不備については、直ちに経営会議において対策を決定し、執行役員が改善策を実施しています。改善策の実施状況は、取締役会に報告され適切に監視されます。

人権リスクに対応するための人権DDサイクル(仕組み)



カテゴリー (所管)	投資先企業 (責任投資推進室)	運用委託先 (グローバルパートナー運用部) (オルタナティブ運用部)	運用以外の業務の委託先 (リスク管理部)	社内 (人事部)
モニタリング項目	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の姿勢 労務関連の法令遵守投資 サプライチェーンマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 人権方針の制定 運用プロセスにおける考慮 人権問題に関する報道等 人権侵害・労務関連法令違反に関する質問状・ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> 人権方針の制定 英国奴隷法など海外法令の遵守 人権侵害に関する報道等 	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント 長時間労働 労働安全衛生
対処すべき 人権リスク ^(注)	高	同左	<ul style="list-style-type: none"> ②過剰・不当な労働時間 ④差別 ⑤ジェンダー 	②過剰・不当な労働時間
	中		<ul style="list-style-type: none"> ③労働安全衛生 ⑤ハラスメント ⑩児童労働 ⑪テクノロジー・AIに関する人権 ⑭差別 ⑮ジェンダー ⑰先住民族・地域住民の権利 ⑲賄賂・腐敗 ⑳救済へアクセスする権利 	<ul style="list-style-type: none"> ①賃金の不足・未払 ③労働安全衛生 ⑤ハラスメント ⑥強制的な労働 ⑨外国人労働者の権利 ⑪テクノロジー・AIに関する人権 ⑫プライバシーの権利 ⑱環境・気候変動に関する人権 ⑳サプライチェーン上の人権

(注) カテゴリーごとに22件の人権リスク項目の「深刻度」と「発生可能性」の評価、さらに投資先企業と運用以外の業務委託先は業種構成を基に抽出。

重要な注意事項

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。
- 当資料に評価機関等の評価が掲載されている場合、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会